

経営革新等支援機関による 支援内容に関するご案内

資金調達

ものづくり
補助金

経営革新

優遇税制

事業計画書

創業支援

各種補助金



経営革新等支援機関とは・・・？



中小企業の経営者や小規模事業者が抱える経営上の課題に対して、より専門性の高い支援をおこなえる機関や人を、国が「経営革新等支援機関」として認定しています。

国が実施する施策や、補助金の中には「経営革新等支援機関」の支援が受けられることを必須条件にしているものもあります。(ものづくり補助金など)

「経営革新等支援機関」として国から認定されるには、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っていることが条件です。